

「清流の国ぎふ」創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法第9条に基づき、県総合戦略に関し、産学金労言等の有識者の方々から意見を聴くことを目的とする「清流の国ぎふ」創生総合戦略推進会議（以下「戦略推進会議」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 戦略推進会議においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 総合戦略の策定又は変更（軽微な変更を除く。）に向けた県の目標、政策の方向性等に関すること。
- (2) 総合戦略の実施状況や重要業績評価指標の進捗状況等のフォローアップに関すること。
- (3) その他「清流の国ぎふ」づくりに関すること。

(組織)

第3条 戦略推進会議は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、「清流の国ぎふ」づくりをあらゆる角度から進めるという観点から、知事が選任する。
- 3 戦略推進会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 座長は、会議の進行を行う。
- 5 座長は、座長代理を指名することができる。
- 6 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 戦略推進会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 戦略推進会議の事務局は、岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、戦略推進会議の運営上必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。